

## 事務所だより12月号　・・・渡邊税理士・社会保険労務士事務所

2025年12月01日

いつもお世話になっております。

街路樹の落葉が歩道や車道に舞い散る季節になりました。

秋から冬へ、季節の流れは早いものですね。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

### 目次

2025年12月の税務

令和8年1月から追加されるマイナポータル連携対応

健康保険の被扶養者の収入要件変更 19歳以上23歳未満の家族

### 2025年12月の税務

12月10日

11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月～11月分）の納付

翌年1月5日

10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支

払を受ける日の前日 )

給与所得の年末調整 ( 本年最後の給与の支払をするとき )

固定資産税 ( 都市計画税 ) の第3期分の納付 ( 12月中において市町村の条例で定める日 )

---

## 令和8年1月から追加されるマイナポータル連携対応

---

個人年金や損害保険等の返戻金が対応

国税庁は令和8年1月から、マイナポータル連携の対象として、以下の調書を追加する予定と発表しています。

- ・生命保険契約等の一時金の支払調書・生命保険契約等の年金の支払調書・損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書・損害保険契約等の年金の支払調書
- 掲載時点の対応予定保険会社は住友生命や第一生命等、大手6社の名前が挙げられています。

ふるさと納税以外の寄附も対応

併せてふるさと納税以外の寄附金についても、マイナポータル連携の対象とすると発表しています。特定非営利活動法人国連UNHCR協会・特定非営利活動法人国境なき医師団日本・公益財団法人日本ユニセフ協会が対応予定となっています。

。

使うと分かるマイナポータルの利便性

マイナポータル連携をご利用いただいた方でしたら、その利便性は十分にご理解いただいていると思いますが、連携すると国税庁の確定申告書作成コーナーや年末調整ソフトや民間の税務会計ソフトに自動入力されるので、簡単に申告書作成作業等が終わります。特に収入が給与や年金のみの方ですと、自身で入力する部分が極端に少ない、もしくは全くないということもあるくらいです。

今までの連携対象控除証明書等

これまでに連携対象となっているものについておさらいしてみましょう。

・小規模企業共済等掛金控除証明書・国民年金基金掛金の控除証明書・生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書・特定口座年間取引報告書・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書・年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書・住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書・公的年金等の源泉徴収票・国民年金保険料の控除証明書・医療費通知情報・給与所得の源泉徴収票情報

なお、連携可能な控除証明書等発行主体については、以下のURLで確認が可能です。

参考URL :

国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>

## 年収の壁にかかる見直しの一環10 / 1より

令和7年度税制改正において特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われました。そこで健康保険法の被扶養者の認定対象者が19歳以上23歳未満である場合の取り扱いの通達が出されました。それは認定対象者の年間収入にかかる要件のうちその額を130万円未満とするものについて当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く）が19歳以上23歳未満であるときは150万円未満として取り扱うというものです。年間収入額の要件以外は以前の考え方と変わりません。

### これまでの認定要件

#### 1. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合

認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上または一定の障害者は180万円未満）かつ被保険者の年間収入の2分の1未満である場合

上記の条件に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入の130万円未満（同上）かつ被保険者の年間収入を上まわっておらず、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしている認められるとき

#### 2. 認定対象者が同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が130万円未満（同上）かつ被保険者からの援助による収入額より少ない場合。

### 対象の社員（被保険者）にお知らせする事

1. 対象家族の収入は令和7年9月までは130万円未満ですが、令和7年10月1日以降は年間収入が150万円未満に拡大されます。対象家族の年齢はその年の12月31日の年齢で判定します。被扶養者の認定を受けるときの年齢とは必ずしも一致しません。

2. 健康保険における年収は過去の年収ではなく被扶養者に該当する時点と被扶養者として認定された日以降の1年間の見込み収入額のこと指します。

3. 収入要件の変更に伴い130万円以上150万円未満であり健康保険の被扶養者として新たに認定を受ける場合にはこれまで通り加入手続きが必要になります。

大学生が扶養から外れないように就業調整をしていることを受け、人手不足の観点から認定を緩和した措置です。大学生を扶養する被保険者がいる場合は押さえておきましょう。